

日本共産党議員団ニュース

【No.557号】日本共産党伊勢原市会議員団 2019年12月29日

宮脇俊彦 94-7584 Email:jcp.isehara.miyawaki@gmail.com

川添康大 45-0596 Email:yasuhiro.k120@gmail.com

事務所 TEL・FAX:93-1169

HP: <http://isehara.kir.jp/kyou01.html>

小稲葉駐車場問題 静かな環境守れるのか

12月17日に宮脇俊彦議員の一般質問が行なわれました。小稲葉に建設が計画されている「大型駐車場問題」についての質問でした。その概要を報告します。

質問・・・小稲葉地域に、介護施設「けやきの郷」があります。この施設の道路を隔てた前の田んぼ(3000㎡以上)を使って、10トントラック24台、4トントラック6台、計30台の大型車が駐車できる大きな駐車場を建設しようとする計画が持ち上がっています。この建設予定場所から15m離れた横には40年以上前から15軒の住宅があります。この住人の皆さんから「駐車場建設により自分達の静かな環境が騒音や振動・ほこりなどのため『居住環境』に影響を与える、侵害する」という声があがっています。市はこの駐車場建設が『居住環境』に影響を与えるという認識をもっているか伺います。



宮脇俊彦議員

回答・・・『居住環境』に影響を与える場合があるという認識をもっている。

質問・・・駐車場建設について自治会を通じて案内があり、説明会が10月14日に1時間、11月1日に2時間40分開催されました。騒音・振動・ほこり、小学校の通学路の安全確保、環境等の問題について質疑が行なわれました。建設会社は地域住民の要望を3点受け入れ改善をはかりました。しかし、住民は「騒音・振動等について納得できない」と、自治会長を通じて再度、話し合いを求めましたが会社は話し合いに応じていません。そのため話し合いは膠着状態になっています。この現状を市はどう認識していますか。

市は役割を果たしていると考えていますか。

回答・・・まちづくり条例は説明会の開催を必要とする。事業者は説明会を開催しているので事業の説明はされている。条例では地域の皆さんとの合意は求めていません。



事業者は話し合いに応ずるべき 市は事業者を指導すべきでは

質問・・・事業者は「話し合いに応じない」、住民の代表が市に「説明会開催の指導を事業者行ってもらいたい」と要請しましたが、市の「指導はしているが、法的には問題ない、工事は1月より行われる」との対応に住民は失望し、膠着状態になっています。事業者への不信、一方、市へは「住民たちが安心して暮らしたい」との願いを守る市の姿勢の希薄さに対し不信を持つ結果となっています。



このことを市はどう受け止めますか。

回答・・・市の姿勢としてはできるかぎりの対応はしている。開発事業の合意形成については、事業者の理解と任意の協力があって実現できるものであることをご理解いただきたい。



コメント・・・事業者に対して最大限の配慮。一方住民の静かな環境で暮らしたいと願う「居住権」に対しては、それを守る気のなさが明らかなのではないでしょうか。伊勢原市の姿勢が現れています。

新東名インターの開通による開発が住民の環境破壊につながらないか

質問・・・来年3月には新東名インターが開通します。開通によってこうした開発があちこちで発生しかねません。「開発がみんなため」と言っているのではありません。住民の皆さんも「騒音、振動、ほこりなどの問題が発生しない住宅から離れた地域『たとえば工業団地』などに建設してもらいたい」と訴えているのです。居住している住民の「居住環境」に影響を与える地域に建設するはやめてもらいたいと言っています。市が言っている「できる限りの対応」ではこうした住民の声に、対応できないのではありませんか。

回答・・・まちづくり条令では手続きや基準を明確にし、協議対象を拡大し、早い段階から説明会を開催し、意見のやり取りが行えるようにしている。



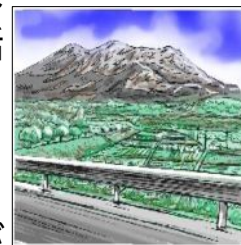
質問・・・今回のような対応では住民の不安解消になっていないのではないか。事業者は開発のプロです。一方、住民はこうしたことに異議を唱えるのは初めてです。市が市民の立場にたった対応をとることが必要ではありませんか。

回答・・・一定の措置がとられていると判断している。

住民の不安残ったままです

質問・・・「市民が安心して暮らせる居住環境」を守るため、今の「まちづくり条例」では役割を果たせない、対応できないのではないのではありませんか。例えば、住民の理解を得るまで、工事開始を6カ月遅らせるなど一定期間の猶予を設け住民と事業者が話し合う等の改正が必要ではありませんか。

回答・・・条令は「住民の理解を得るまで」の合意は求めています。開発等の紛争は、住民と事業者の話し合いで解決する必要があります。行政は中立でなければなりません。



(以上が討論の内容を要約したものです。詳しくは市のホームページで確認ください)

コメント・・・皆さんどう感じられたでしょうか。今、伊勢原市では「新東名インターの開業」を目前にして市内あちこちで開発が行なわれています。

いつ自分の家の近くで開発が始まるか分かりません。その時、市が私達の「居住環境」を守る立場にたってくれと確信できますか。他人事ではありません。伊勢原市の答弁は、市が、「市民の安心して暮らせる環境を守る」ことに向き合っていないことを示しているのではないのでしょうか。